

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について

令和3年7月30日

大町市議会

令和3年4月30日付で一部改正した、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応について、以下のとおり見直す。

1 市議会としての危機管理

(1) 市議会においては、市における状況や対策等を、適時大町市議会基本条例第6条の規定により設置された対策支援本部（以下「支援本部」という。）又は全員協議会において報告を受けることとする。

(2) 会議等の開催時に、議員、議会事務局職員又は執行部（理事者及び職員）において、新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状（比較的軽い風邪症状。以下「疑いのある症状」という。）が見られる場合又は自身の行動により感染拡大の恐れがある場合は、出席を自粛する。

(3) 議員及び議会事務局職員は、次のとおり感染の予防に努める。

ア 手洗い及び咳エチケットを徹底する。

イ 毎朝検温を行い、疑いのある症状が見られるかどうか健康状態を確認する。

ウ 疑いのある症状が見られる場合は、外出を控え自宅で療養する。

エ クラスター（集団）発生の高リスクの3つの密の条件が同時に揃う場所への外出を避ける。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・換気の悪い密閉空間・多くの人々が密集している場所・互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる密接した場面 |
|--|

オ 県外へ移動する際は、感染防止対策を徹底し、慎重に行動すること。特に新規感染者数が比較的高い水準にある地域へ移動する際は、上記のほか、自らの健康観察を併せて行うこと。

カ 議会棟を訪問する関係者に対し、感染予防対策を確実に実施するよう周知徹底する。

(4) 議員及び議会事務局職員において、本人又は同居の家族に疑いのある症状が見られる場合は必ず議会事務局へ申し出るものとする。

（夜間及び休日の連絡は、宿日直室 22-0420（市役所代表）へ）

※疑いのある症状が見られた場合には、有症状者相談窓口（大町保健所 23-6560）、一般相談窓口（県庁保健・疾病対策課 026-235-7277・026-235-7278）に相談するか、かかりつけ医に連絡の上受診又は自宅での経過観察を確実に行う。

- (5) 議会棟に出入りした者が、新型コロナウイルス感染症罹患者又は濃厚接触者であることを確認した場合は、議会運営委員会において議会日程や対応等の検討を行う。

2 執行機関からの情報収集等について

- (1) 大町市の状況及び対応について

適時支援本部又は全員協議会において報告を受けることとする。

- (2) 理事者等への問い合わせ及び要望等について

各議員による個々の問い合わせ及び要望等は、支援本部又は全員協議会にて協議し、政策調整委員会にて集約した上で、議長から市対策本部に文書で送付する。

3 会議等の開催時における予防策について

- (1) 会議における基本的な対応

ア 議員及び職員における感染予防策の実施

イ 議員及び職員は、発言時も含め、マスクの着用に努める。

ウ 机や手すり等の消毒など感染症対策の実施

- (2) 本会議の対応

ア 会議中での出入口の扉及び窓を開放

- (3) 委員会、協議会の対応

ア 適宜換気及び可能な範囲での出入口の開放

イ 執行部の出席者が多数となる場合は、会場について配慮をする。

- (4) 傍聴の対応

ア 議場、全員協議会室及び委員会室内でのマスク着用をお願いする。

イ 受付時に消毒液による手指消毒を徹底するとともに、申込書に住所、氏名のほか、連絡先の記入をお願いする。

ウ 感染予防策の注意喚起の掲示

エ 体調のすぐれない方の傍聴自粛をお願いする。

オ 席の間隔を空けることをお願いするとともに、離隔確保のため、傍聴人数を制限することをご理解いただく。

カ 本会議の傍聴は、市ケーブルテレビやインターネット中継の活用をお願いする。

※報道機関についても、上記の対応に準じることとする。

4 行政視察及び議会行事の実施について

- (1) 行政視察については、以下の事項を全て満たした場合のみ行うことができるものとし、実施する場合は、議長の承認を得て行うものとする。ただし、視察実施日前日までに視察地において感染拡大が確認された場合又は視察者（随行者含む。）の感染が確認された場合は、直ちに中止するものとする。

ア 緊急事態宣言（まん延防止等重点措置地域）発出地等感染拡大地域を避けた場所であること。

- イ 必要緊急の視察であること。
 - ウ 不特定多数との接触が少ない場所への視察であること。
 - エ 公共交通機関を使用しない行程であること。
 - オ 宿泊を伴わない行程であること。
 - カ 行程中の飲食は、原則持参とすること。
- (2) 管内視察については、感染防止対策を行った上で実施する。
- (3) 市民との意見交換会及び議員研修会等各種議会行事については、(1)のアからカまでの規定により各担当委員会等において判断し、実施する場合は、議長の承認を得て行うものとする。
- (4) 行政視察の受入れは、以下の事項を全て満たした場合のみ受け入れることができるものとし、受入れの可否は議長が判断する。ただし、視察受入日前14日までに、受入先の地又は当市において著しい感染拡大が確認された場合は受け入れないものとする。
- ア 県外においては、緊急事態宣言（まん延防止等重点措置地域）発出地等感染拡大地域でないこと。
 - イ 県内においては、県が発表する感染警戒レベルが4（特別警報Ⅰ）以上でない地域（圏域）であること。
 - ウ 視察当日において、視察者（随行等当市に訪れる全ての者）に新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者がいないこと。また、体調不良者がいないこと。
 - エ 不特定多数と接触をしていないこと。（公共交通機関を使用して当市に来る場合や他の視察地を経由して当市に来る場合等）

5 会議における対応

- (1) 議事を運営する者が会議を欠席した場合
- ア 議長が欠席した場合、副議長が議長の職務を行う。（法第106条第1項）
 - イ 議長及び副議長が欠席した場合、仮議長を選挙し、仮議長が議長の職務を行う。（法第106条第2項）
 - ウ 委員長が欠席した場合、副委員長が委員長の職務を行う。（委第9条第1項）
 - エ 委員長及び副委員長が欠席した場合、年長の委員が委員長の職務を行う。（委第9条第2項）
（法…地方自治法 委…大町市議会委員会条例）

6 今後の対応

- (1) 新型コロナウイルス感染症の状況を確認しながら、議会運営委員会において見直しを適時行う。
- (2) 本対応を市議会ホームページに掲載し、市民へ周知する。